

# 子育て支援・教育なんでも相談会



子どもたちがのびのびと成長できるように、さまざまな制度を活用しましょう

## ●小中学生には **就学援助制度**

低所得世帯の児童生徒に、学用品費、体育実技用具費、給食費、「学校病」の医療費、修学旅行費などが支給される制度です。卒業アルバム代が2019年に新設され、新入学準備金も増額されました。運動によって切実な要望だった入学準備金も、入学前支給がされるようになりました。

文部科学省はコロナの影響により収入減となった場合、2020年度の就学援助を受けられるようにと通知しています。



## ●高校生には **就学支援金や奨学給付金**

高校生の授業料の負担軽減に返済不要の「高等学校等就学支援金」、低所得世帯の授業料以外の負担軽減には「高校生等奨学給付金」が支給されます。ひとり親世帯対象の修学貸付金や自治体独自の支援制度もあります。

## ●幼稚園・保育園児には **保育料“無償化”**

2019年10月に3~5歳児の保育料が無償化になりました。給食費や通園バス代などは有償、通っている施設によって対象外となったり、利用料が値上げされるなどの問題点も出ています。



## 2020年度「就学援助」の支給額 (年額・円)

支給項目		小学校	中学校
学用品費	学用品費	11,630	22,730
	体育実技用具費(スキーの場合)	26,500	38,030
入学準備金(新入学児童生徒学用品費等)		51,060	60,000
通学用品費(第1学年を除く)		2,270	2,270
通学費(市町村支給額の2分の1が国庫補助限度単位)		40,020	80,880
修学旅行費		21,890	60,910
校外活動費(宿泊を伴う場合の額。伴わない場合も支給あり)		3,690	6,210
クラブ活動費		2,760	30,150
生徒会費		4,650	5,550
PTA会費		3,450	4,260
卒業アルバム代等		11,000	8,800
給食費(完全給食標準単価)		53,000	62,000
医療費(トラコーマ、中耳炎、虫歯、慢性副鼻腔炎、寄生虫病など6つの「学校病」の治療費)			
日本スポーツ振興センター掛金			(小中学校の掛金の2分の1)

(注)表中の金額は国基準で、自治体や学年により実際の支給額は変わります。

◆日時

◆会場

◆連絡先

**消費税は5%に!**

**軍事費は福祉・教育に回せ!**

**コロナ禍での生活を守ろう!**